

# 官報

号外 昭和三十四年三月二十七日

## ○第三十一回 衆議院会議録 第三十一号

昭和三十四年三月二十七日(金曜日)

昭和三十四年三月二十七日

午後三時 本会議

○本日の会議に付した案件

輸出品デザイン法案(内閣提出、参議院回付)

防衛厅設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(内閣提出)

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年三月二十七日

衆議院議長 加藤鑑五郎殿

参議院議長 松野 謙平

(定義) (本院送付案に対する参議院の修正に係る条文を掲載)  
小字及び一は参議院修正

第二条 この法律で「デザイン」とは、物品の形状、模様若しくは色

昭和三十四年三月二十七日 衆議院会議録第三十一号 輸出品デザイン法案、参議院回付

午後八時四十分開議  
午後八時四十分開議  
午後八時四十分開議

○議長(加藤鑑五郎君) これより会議を開きます。

輸出品デザイン法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(加藤鑑五郎君) お諮りいたしました。参議院から輸出品デザイン法案が回付されました。この際、右回付案を議題とする御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。参議院デザイン法案の参議院回付案が回付されました。この際、右回付案を議題とする御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) お諮りいたしました。参議院から輸出品デザイン法案が回付されました。この際、右回付案を議題とする御異議ありませんか。

り指定を取り消され、取消の日から二年を経過しない者  
三 その業務を行なう役員のうちに第一号に該当する者がある者  
○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

昭和三十四年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第六十六号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第六十八号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十三号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十四号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十五号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十六号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十七号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十八号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第七十九号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第八十号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第八十一号)の一部を改正する法律

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第八十二号)の一部を改正する法律

第十一条第一項中「管区隊、混成団」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、方面総監部及び管区隊以外の部隊の一部を編成に加えな

いことができる。

第十二条第一項中「長官(方面隊に属する管区隊の管区隊長にあつては、方面総監)」を「方面総監」に改め

る。

第十二条の二第二項中「長官(方面隊に属する混成団の混成団長にあつては、方面総監)」を「方面総監」に改める。

第十二条第一項中「航空隊」の下に「飛行教育集団」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 飛行教育集団は、飛行教育集団司令部及び航空團、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の六中「航空隊」の下に「飛行教育集団」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 飛行教育集団は、飛行教育集団司令部及び航空團、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の六とし、第二十条の五を第二項中「航空方面隊に属する航空団司令にあつては、」を「飛行教育集団に属する航空団司令、航空教育集団に属する航空団の航空団司令にあつては」に改め、同条を第二十一条の五とし、第二十条の三を第二十一条の四とし、第二十条の二の次に次の二項を加える。

(飛行教育集団司令)

第二十条の三 飛行教育集団の長は、飛行教育集団司令とする。

## 2 飛行教育集団司令は、長官の指揮監督を受け、飛行教育集団の隊務を統括する。

第二十一条(見出しを含む)中「航空隊」の下に「飛行教育集団」を、「航空隊司令部」の下に「飛行教育集団司令部」を、「航空隊司令部」の下に「飛行教育集団司令部」を加える。

第二十五条第一項中「教育訓練」の下に「病院の所掌に係るもの」を除く。」を加える。

第二十五条第一項中「教育訓練」の下に「病院の所掌に係るもの」を除く。」を加える。

## 第三十六条第三項中「管区総監」を削る。

第二十七条第一項中「診療を行ふとともに、」の下に「診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練又は看護に従事する隊員の養成及び」を加え、同条第三項中「管区総監」を削る。

第二十九条第三項中「管区総監又は混成団長」を「方面総監」に改める。

第二十九条第三項中「管区総監又は混成団長」を「方面総監」に改める。

## [報告書は会議録追録に掲載]

[内海安吉君登壇]

内海安吉君

ただいま議題となりました両法案につきまして、内閣委員会は看護に従事する隊員の養成及び

を加え、同条第三項中「管区総監又は混成団長」を「方面総監」に改める。

まず、防衛庁設置法の一部を改正す

る法律案の要点を申し上げますと、政

府は、現下の情勢に対応し、国力に応

じて防衛力を整備するため、海上自衛

官二千二百二十六人、航空自衛官六千

六百人、自衛官以外の職員三千二百四

十九人等、計一万二千八十二人を増員

し、現在の定員二十四万二千七百十七

人を二十五万四千七百九十九人に改め

ることであります。

しかして、自衛官の増員分は、海上自

衛隊におきましては、艦艇の増加並び

に航空部門の増強及び後方関係の充実

等のために充てるものであります。

空自衛隊におきましては、第五航空團の新設並びに航空管制、教育、補給等の拡充のために充てるものであります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法

案の要点を申し上げますと、第一

條の六とし、第二十条の四第二

項中「航空方面隊に属する航空団の

航空団司令にあつては、」を「飛行教

育集団に属する航空団の航空団司令にあつては」に改め、同条を第二十

条の五とし、第二十条の三を第二十

条の四とし、第二十条の二の次に次の二項を加える。

(飛行教育集団司令)

第二十条の三 飛行教育集団の長は、飛行教育集団司令とする。

## 第二に、航空自衛隊における操縦教育の一體的運営をはかり、その能率を増進するため、新たに長官直轄部隊として飛行教育集団を設置し、司令部を宇都宮市に置き、その指揮下に航空團及び飛行教育團を隸屬させることにいたしております。

第三に、航空防衛力の増強をはかるため、中部方面隊の隸屬部隊として第五航空團を新設し、その司令部を松島に置くこととしたしております。

両案は、一月三十一日本委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、岸首相、藤山外相及び伊能防衛廳長官その他関係政府委員に対し、各委員より諸般の角度から熱心に質疑がなされたのであります。

兩案は、一月三十一日本委員会に付

託され、二月三日政府より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、岸首

相、藤山外相及び伊能防衛廳長官その他の関係政府委員に対し、各委員より諸般の角度から熱心に質疑がなされたのであります。

本日質疑を終了し、兩案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して石山委員より反対の意見が述べられ、自由民主党を代表して平井委員より賛成の意見が述べられ、次いで採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。石山権作君。

〔石山権作君登壇〕

○石山権作君 私は、日本社会党を代

表しまして、ただいま上程されました

防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案

の防衛二法案について、いずれも反対

の討論をいたしましたが、そのものであつます。(拍手)

ます、第一の点であります、伊能

よる攻撃などは憲法違反である。しかし、核弾頭をつけたオネスト・ジョンや

の存する限り、これが改正をされざる限り、政府は、少くとも、もうこれ以上の宣傳活動は新しくやつことはならぬ

加うるに、例のグラマン問題であります。今さら詳細には触れませんが、斯各は一億三毫七千万円、三百歳で

防衛隊設置法の一部改正法案は、自衛隊の定員を一万二千名増加しようとするとするものであり、自衛隊法の一部改正法案は、東北、東部、中部の三方面隊を新設し、また、航空自衛隊に第五航空団及び飛行教育集団を新設せんとする

おいて、オネスト・ジョンに核弾頭をつけても法理上は憲法違反ではないと言明いたしました。しかしながら、二年前、当時の小滝防衛局長官は、岸總理、法制局長官と三者打ち合せの上の統一見解として、「現在核兵器といわれていて

説導弾程度までを持つことは憲法<sup>二三</sup>に能であるが、現実には、このような武器を装備することはしない。それは憲法の趣旨とするところではない<sup>一四</sup>といふのでありますが、まさしく、持つて回った珍無類の憲法論でござります。

上の軍備備蓄に満足してやつてはいたが  
いのであります。

次に、第二の点でござります。わざ  
に、防衛庁は、M S Aにより無償供与  
を受けたF-86 Fジェット戦闘機百七十  
九機のうち四十五機を、アメリカの強  
い米空軍へ返還し、二機の余剰を今

千百億円、半額をアメリカに持つても  
らおうというものが政府の希望でござい  
ますが、とうていそれは不可能でござ  
いましょう。先般のアメリカ国会にお  
けるアイゼンハワーの予算並びに一般  
改善は、対外軍事援助費の全般的削減

のが、そのおもなる内容であります。私は、次の理由から、両法案に断固として反対するものであります。その第一は、そもそも、自衛隊なるものは、設立の当初から明らかに憲法違反であり、しかも、年々歳々、質的にともにその拡大強化をはかり、今までかかる法案を提出するがごときは、常日ごろ法の秩序を強調する政府、自民党が、みすから國の基本法を

るものは原水爆が代表的なものであるが、その他のものも、伝えられるところによれば、多分に攻撃的性質を持つもののようにある。この種の核兵器をわが国が持つことは、憲法の容認することころではない」と述べているのであって、わが党の石橋委員より激しくその点を追及されるや、全く立ち往生、いかんともしなしがたく、あらためて答弁を翌日に行なうと、さすがに、その態度を演じたのであります。(拍手)翌日は、「ナネスト・ジョン

そもそも、兵器を分けて攻撃兵器、防衛兵器と明確に区分すること自体無理なことありますが、オネスト・ジョンソンといつても、核弾頭をつけたロケット弾の威力は、防衛府の言うところでも、一発で広島原爆の四分の一、軍事専門家によれば、四分の三の爆発威力を持つといわれているではありますまいか。憲法第九条をよこしまに解釈して自衛隊を増強してきた政府は、自衛

い要求に応じて、新しい改造のを実現がま  
に至つたのであります。他方におい  
て、同じF-86 Fを莫大な国費を投じて  
昭和三十一年から国内生産を始め、す  
でに約二百機を生産し、三十四年、五  
年度においても百機の生産を進め、さ  
らに新機種の生産計画を進めている  
が、まことに不可解であります。戦闘機  
数とペイロット数との著しい不均衡か  
ら、せつかくのジェット戦闘機が無用  
の長物のごとく、あるいは飛行場にさ

と、武器の無償供与を有償供与へといふことを力説しているのであります。が、大統領特使ドレーパー委員会の乗じに際しても、色よい返事は得られなかつたはずであります。去る二十日のUPI電が、ドレーパー委員会の対日軍事援助六割削減の結論を報じていることは、周知のことくであります。万一事といたしましても、實に五百五十億円の

えも全く無視して、いふ人の多くは、必ず「おまえが悪い」といつて、断じて許されないといふことがあります。（拍手）第二は、F-80C問題、ジェット戦闘機返還問題、グラマン問題、防衛三ヵ年計画のむざんなる壊など、政府、防衛庁のやることな子なことは、すべて、すさん、不手ぎわざをきわめ、かつ、深刻なる疑惑に包まれてゐる、政府は、自衛隊増強をも

は、攻撃的でなく、防衛的兵器であるから、核弾頭をつけても憲法違反ではない。しかし、現実には核弾頭をつけることはほらない」と述べたのであります。が、みずからの連憲思想を現実政策問題にすりかえた、あまりにも見えないまことにまかしであります。これでは、いたゞまかしであります。自衛隊はいつ核弾頭をつけることになるか、現実問題としても、

力の限界と戦力の限界について、いよいよ、ますます、こじつけ説明の便法論を持つことの余儀なきに立ち至つたのでありますようが、現実生きた政治問題として、少くとも、もうこれ以上べてん師のやり方による軍備増強は断じてやってもらいたくないのであります。

らされ。あるいは巨大な餌の燃焼製の」と、二年越し倉庫の中にくすぶつて  
いるのでは、アメリカ側の返還要求は  
当然であります。現在すでに自衛隊の  
保有ジエット戦闘機數は三百三十三機と  
いうのに、これを操縦し得る者わずか  
に五十名。防衛庁は一休何をやつてい  
るのでございましょうか。まるで無

るが前に、ます、みずからを正せ、  
といふ点を私は強調したいのです。ま  
す。(拍手)第三は、今日なお国民大  
衆の生活は苦しく、幾百万の人々は過  
さえた得られないといふのが現在の状  
況でござります。本格的社会保障制度  
の確立こそ天下の急務であつて、軍事的  
増強のこととは断じて許されないと  
うのが、私の強調したい点でございま  
す。

頭をつけるに至るかわかつたものではございません。また、敵基地攻撃と自衛権の行使についても、こまかしに窮り、自信喪失した伊能長官は、わざわざ刷りものを用意してきて、棒読みの説明をしたのでございます。そのいふところは、「自衛上もむを得ず敵基地をたたくことは憲法上可能である。しかししながら、自衛隊が出かけていくことや、また、相手基地をたたく兵器いをかんによつては憲法違反である。すなわち、飛行機による爆撃や、彈道弾に安保条約についても、原爆の保有を禁じられているわが国の政府が、他国と条約を結び、その他国の方は、日本の基地に原爆を持ち込んでも条約上これを拘束できないというのだから、これが憲法違反でなくて何でありましょうか。先般の核非武装宣言決議案を否した政府、自民党的態度とあわせそれが憲法違反でもがからわらずえるとき、平和憲法下にもがからわらず政府は自衛隊の核武装さえも考え始めるといふと疑わざるを得ないのです。私は重ねて申し上げたい。現憲法

(拍手)バイロットの養成速度、飛行場の整備状況を無視して、アメリカからもらった飛行機を返してまで、政府はゆえに一体飛ばざるジェット機の生産にうき身をやつしているのか、理解に苦しむのです。F-86F 국내生産費三三百一十三億円の国民の税金をもって、新三菱重工など大資本家の利益擁護に政府はひたすら奉仕しているといわれても、一言も抗弁の余地はないでございます。(拍手)

だ、航続距離のみが若干すぐれているといらのでありますから、全く奇妙な話であります。しかも、この機種決定をめぐり幾多のスキャンダルが喧伝せられているという事実は、われわれの断じて承服できざるところであります。これを要するに、莫大な国費を投じて自衛隊増員法案のごときものを多数をもって強行可決しようとはかる前に、政府、自民党は、国民の前で、みずから深刻に反省すべきものがあるのではないかとぞいませんか。

第三の点について簡単に申し上げます。今、国民は、政府に何を望んでいますか。もちろん、軍備増強ではございません。昨年の総選挙に際し、自民党は各種社会保障制度の確立を籠々しくうたつたが、国庫収入は昨年に比べれば千億円の増収といふにかわらず、国民年金のごとき、わずかに百十億円の予算しか組んでございません。七十才以上の者、母子世帯にわづか月額千円、一級身体障害者にわづか千五百円の年金支給、拠出年金についても、四十年掛けた六十五才からわづか月額三千五百円、社会保障制度が聞いてあきれるといふものでございます。

昭和三十四年度防衛庁予算編成の重

点事項として、誘導ミサイルを中心とする技術開発と、間接侵略に対する防

衛体制の確立の二点を打ち出してお

りますが、この事実にかんがみても、國

民はますます軍備の重圧に苦しみ、お

まけに、その自衛隊が、公共の安寧と

治安の名のもとに、同胞相討つ国民弾

压機関になりかねない形勢とあれば、われわれは断じてこの防衛二法案に賛成できないのであります。諸賢の良識

ある御判断を願いまして、反対討論を終る次第でござります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両

案の委員長の報告はいずれも可決であ

ります。両案を委員長の報告通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多數。

よつて、両案とも委員長報告通り可

決いたしました。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する緊急法律案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急

法律案(内閣提出)

ある御判断を願いまして、反対討論を終る次第でござります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両

案の委員長の報告はいずれも可決であ

ります。両案を委員長の報告通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多數。

よつて、両案とも委員長報告通り可

決いたしました。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する緊急法律案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急

法律案(内閣提出)

ある御判断を願いまして、反対討論を終る次第でござります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両

案の委員長の報告はいずれも可決であ

ります。両案を委員長の報告通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多數。

よつて、両案とも委員長報告通り可

決いたしました。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する緊急法律案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急

法律案(内閣提出)

ある御判断を願いまして、反対討論を終る次第でござります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両

案の委員長の報告はいずれも可決であ

ります。両案を委員長の報告通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多數。

よつて、両案とも委員長報告通り可

決いたしました。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する緊急法律案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急

法律案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急

ついて、この法律の施行後にこれら法律の規定により揮発油の追徴が行われる場合

4 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油（揮発油税法第十六条に規定する燃料に該当する揮発油を除く。以下この項及び附則第六項において同じ。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合に、揮発油税法の適用上、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とみなして、この法律の施行の日に当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、これに一キロリットルにつき五千五百円の揮発油税を課する。

5 前項の場合において、その揮発油税額が五万五千円以下のときは、昭和三十四年四月三十日限り、五万五千円をこえるときは、次

分して、その月の末日限り、これを徵収する。

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

法律案

理由

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

由

理

昭和三十四年三月二十七日 東議院会議録第三十一号 撤免油税法の一部を改正する法律案外四案

（室内用ノモノニ限ル）又ハ ルームクーラー	九 普通乗用自動車但シ第三 十七号及第四十八号ニ掲グ ルモノヲ除ク
写真機、同部分品及附属品並 ニ現像機付用器具	十 写真機、写真引伸機、映 写機、同部分品及附属品並 ニ現像機付用器具
十二 著音器及同部分品	十一 双眼鏡及雙眼鏡
十三 楽器、同部分品及附属 品	十二 著音器及同部分品
十四 テレビジョン受像機及 同部分品但シ第五十一号及 第五十二号ニ掲タルモノヲ 除ク	十三 楽器、同部分品及附属 品
十五 窓扇機	十四 テレビジョン受像機及 同部分品但シ第五十一号及 第五十二号ニ掲タルモノヲ 除ク
十六 写真用ノ乾板、フィル ム及感光紙	十五 窓扇機
十七 菓子及弾丸	十六 写真用ノ乾板、フィル ム及感光紙
十八 電気、瓦斯又ハ液体燃 料ヲ使用スルストップ	十七 菓子及弾丸
十九 電氣器具、瓦斯器具及 液体燃料器具ニシテ別号ニ 掲ゲザルモノ	十八 電気、瓦斯又ハ液体燃 料ヲ使用スルストップ
二十 冰冷藏器	十九 電氣器具、瓦斯器具及 液体燃料器具ニシテ別号ニ 掲ゲザルモノ
二十一 家具	二十 冰冷藏器
二十二 鉄瓶並ニ漆器、陶磁 器及硝子製器具ニシテ別号ニ 掲ゲザルモノ	二十一 家具
二十三 照明器具	二十二 鉄瓶並ニ漆器、陶磁 器及硝子製器具ニシテ別号ニ 掲ゲザルモノ
二十四 ネオン管	二十四 ネオン管
二十五 煙火類	二十五 煙火類
二十六 薫物及線香類	二十六 薫物及線香類
二十七 著音器用ノレコード 機、スケート用具、登山用 具、文具類	二十七 著音器用ノレコード 機、スケート用具、登山用 具、文具類

（以下人工甘味料ト謂フ）	二十九 アルバム並ニ觀賞用 ノ写真及印刷物類
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十 飾物、玩具及遊戯具類 ノ及トランプ類税ヲ課セラ ルモノヲ除ク
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十一 皮革製品ニシテ別号 ニ掲ゲザルモノ
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十二 鞠、トランク及袋物 類
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十三 帽子、枕及鞦 三十 四 懿煙用ライター、電 気マッチ、煙草入、パイプ 其ノ他ノ喫煙用具
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十五 化粧用具
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十六 化粧品但シ第五十三 号ニ掲タルモノヲ除ク
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十七 小型普通乗用四輪自 動車（電気ヲ動力源トスル モノニ在リテハ輪距二百五 モニニ掲タルモノヲ除ク
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十八 ラジオ聴取機（受信 用真空管ヲ使用セザルモノ ヲ含ム以下同ジ）但シ第五 十一号ニ掲タルモノヲ除ク
（以下人工甘味料ト謂フ）	三十九 テープ式磁気録音再 生機
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十 灯籠機及同ケース
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十一 電球類
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十二 時計及同部分品
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十三 魔法瓶及同ケース
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十四 鈎用具、スキーア ン及チクロヘキシルアミン （以下人工甘味料ト謂フ）

（以下人工甘味料ト謂フ）	四十五 嘌好飲料但シ第三種 第三号ニ掲タルモノ及酒稅 ヲ課セラルモノヲ除ク
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十六 烏龍茶、包種茶、 コヒー、ココア及此等ノ 代用物
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十七 グルタミン酸ソーダ ヲ主成分トスル調味料
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十八 乗用三輪自動車及自 動自転車
（以下人工甘味料ト謂フ）	四十九 金庫
（以下人工甘味料ト謂フ）	五十 敷物類
（以下人工甘味料ト謂フ）	五十一 オールウェーブラジ オ聴取機以外ノラジオ聴取 機ニシテ受信用真空管五個 以下又ハトランジスター八 個以下ノモノ及ラジオ聴取 機ノ部分品
（以下人工甘味料ト謂フ）	五十二 受信用真空管、マイ クロフォン、擴声用増幅器 及擴声器
（以下人工甘味料ト謂フ）	五十三 化粧クリーム、化粧 水、化粧下、頭髮用ノ油及 煉油、整髮料、養毛膏並ニ 染毛料
（以下人工甘味料ト謂フ）	五十四 果実エッセンス類
（以下人工甘味料ト謂フ）	五十五 紙及セロファン

（以下人工甘味料ト謂フ）	一 燐寸 千本ニ付 一円
（以下人工甘味料ト謂フ）	二 人工甘味料 イ サックリリン、ズルチン、 オルソトロールスルフオア ミド及バラフェネチジン シリアルアミン
（以下人工甘味料ト謂フ）	一 燐ニ付 百円
（以下人工甘味料ト謂フ）	三 清涼飲料 一升ニ付 二万円
（以下人工甘味料ト謂フ）	四 第二条第二項中「百分ノ十」を「百 分ノ五」に改め、同条第三項中「四立 方尺」を「百十四立」に改め、同条第 四項中「第四十八号」を「第三十六号 及第三十七号」に改め、同条第五項

（以下人工甘味料ト謂フ）	中「紙」を「果実エッセンス類並ニ紙」 に改める。
（以下人工甘味料ト謂フ）	第三条第三項中「燐寸ノ本数及 サックリリン又ハツルチソラ原料トス ル調味用固型人工甘味料ノ原料トシ テ使用セラレタルサックリリン又ハツ ルチソラ量ノ計算」を「燐寸ノ本数 ノ計算」に改める。
（以下人工甘味料ト謂フ）	第四条中「サックリリン又ハツルチ ソラ原料トスル調味用固型人工甘味 料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル セラレタルサックリリン又ハツルチソ ラ量、第三種第三号ニ掲タル燐寸以 外ノ清涼飲料ニシテ第一条第一項ノ 規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムモノニ 付テハ製造場ヨリ移出セラレタル當 該清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦 斯ノ量」を削る。
（以下人工甘味料ト謂フ）	第五条を次のように改める。 第五条 第一種ノ物品ノ小売業者ガ 其ノ第一種ノ物品ニ付販売若ハ買 受ノ委託ヲ受ケテ之ヲ販売シ若ハ 其ノ買受ノ委託者ニ引渡ス場合又 ハ其ノ第一種ノ物品ニ付販賣ノ媒 介ヲ為ス場合ハ之ヲ其ノ所有ニ係 ル当該物品ノ販売ト看做ス 第一種ノ物品ノ材料（第一種ノ物 品ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ販賣 品ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ販賣 シタル第一種ノ物品ノ小売業者ガ 其ノ販賣先ヨリノ委託ニ基キ之ニ 彫刻其ノ他ノ加工ヲ施シテ之ヲ當 該販賣先ニ引渡ス場合ニ於テ當該 加工後ノ物品が第一種ノ物品ニ該 当スルトキハ之ヲ當該第一種ノ物 品ノ販賣ト看做ス此ノ場合ニ於 テ其ノ委託者ガ当該加工ニ必要ト サルル材料（当該小売業者ガ販賣 シタルモノヲ除ク）ヲ提供シタル

トキハ當該材料ノ価格ヲ除キタル  
金額ヲ當該第一種ノ物品ノ販売価  
格ト看做ス  
高級織物ニシテ第一条第一項ノ規  
定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ  
使用シタル洋服、和服其ノ他ノ衣  
料品(第一種ノ物品ニ該当スルモ  
ノヲ除ク)ガ販売セラル場合ハ  
当該衣料品ノ販売業者ガ第一種ノ  
物品ノ小売業者トシテ当該衣料品  
ニ使用セラレタル當該高級織物ヲ  
販売スルモノト看做ス此ノ場合ニ  
於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該  
衣料品ノ販売価格ヨリ當該衣料品  
ト為スニ要シタル費用ヲ控除シタ  
ル金額ヲ當該高級織物ノ販売価格  
ト看做ス

展覽會其ノ他之ニ類スル催物ヲ行  
フ場所ニ於テ其ノ催物ノ主催者ガ  
第一種ノ物品ヲ販売スル場合ハ當  
該主催者ガ第一種ノ物品ノ小売業  
者トシテ當該物品ヲ販売スルモノ  
ト看做ス

第一種ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ  
方法ニ依リ競賣セラル場合(強  
制競売又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除  
ク)ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ  
者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシ  
テ當該物品ヲ販売スルモノト看做  
ス

第六条第四項中「第二種又ハ第三  
種ノ物品ノ製造ヲ委託スルモノハ之  
ヲ受託者」を「第二種若ハ第三種ノ物  
品ノ製造ヲ委託シ又ハ自己ノミノ商  
標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ第二  
種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セシムル  
モノハ之ヲ受託者又ハ其ノ指示ヲ受  
ケタル者」に改め、「委託者」の下

に「又ハ其ノ指示ヲ為シタル者」を加  
え、同条第五項中「第一項乃至第三  
項中」を「第一項及第二項中」に、  
「化粧品及清涼飲料」を及化粧品  
に、「第一項乃至第三項」を「第一  
項又ハ第二項」に改め、同条第三  
項又ハ第二項ノ」に改め、同条第三  
項を削る。

第七条第一項第二号中「第三十四  
号又ハ第四十九号」を「第四十五号又  
ハ第四十六号」に改め、同項第三号  
中「公亮若ハ競賣セラレタルトキ又  
ハ破産手続ニ於テ」を「滞納処分(其  
ノ例ニ依ル処分ヲ含ム)、強制執行、  
担保権ノ実行トシテノ競賣、企業担  
保権ノ実行手續又ハ破産手續ニ依  
リ」に改め、同条第三項中「第三十四  
号又ハ第四十九号」を「第四十五号又  
ハ第四十六号」に改める。

第八条第一項中(サカリン又ハ  
グルチンヲ原料トスル調味用固型人  
工甘味料ニ付テハサツカリソ又ハ  
マルチノニ付テハ炭酸瓦斯使用量)  
を削る。

第十三条第一項各号列記以外の部  
分中「物品ニ付テハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ競賣セラル場合(強制競賣  
又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク)ハ其  
ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ第一種  
ノ物品ノ小売業者トシテ當該物品  
ヲ販売スルモノト看做ス

第六条第四項中「第二種又ハ第三  
種ノ物品ノ製造ヲ委託スルモノハ之  
ヲ受託者」を「第二種若ハ第三種ノ物  
品ノ製造ヲ委託シ又ハ自己ノミノ商  
標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ第二  
種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セシムル  
モノハ之ヲ受託者又ハ其ノ指示ヲ受  
ケタル者」に改め、「委託者」の下

に「又ハ其ノ指示ヲ為シタル者」を加  
え、同条第五項中「第一項及第二項中」に、  
「化粧品及清涼飲料」を及化粧品  
に、「第一項乃至第三項」を「第一  
項又ハ第二項」に改め、同条第三  
項又ハ第二項ノ」に改め、同条第三  
項を削る。

第七条第一項第二号中「第三十四  
号又ハ第四十九号」を「第四十五号又  
ハ第四十六号」に改め、同項第三号  
中「公亮若ハ競賣セラレタルトキ又  
ハ破産手續ニ於テ」を「滞納処分(其  
ノ例ニ依ル処分ヲ含ム)、強制執行、  
担保権ノ実行トシテノ競賣、企業担  
保権ノ実行手續又ハ破産手續ニ依  
リ」に改め、同条第三項中「第三十四  
号又ハ第四十九号」を「第四十五号又  
ハ第四十六号」に改める。

第八条第一項中(サカリン又ハ  
グルチンヲ原料トスル調味用固型人  
工甘味料ニ付テハサツカリソ又ハ  
マルチノニ付テハ炭酸瓦斯使用量)  
を削る。

第十三条第一項各号列記以外の部  
分中「物品ニ付テハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ競賣セラル場合(強制競賣  
又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク)ハ其  
ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ第一種  
ノ物品ノ小売業者トシテ當該物品  
ヲ販売スルモノト看做ス

種又ハ第三種ノ物品ニ付包括シテ  
此等ノ承認ヲ与フルコトヲ得  
第十五条中「第六条」を「第六条第  
三項」に、「製造ヲ委託セントスル  
者」を「製造ノ委託又ハ商標ノ表示ノ  
指示ヲ為サントスル者」に改める。  
第十八条第三項中「同条」を「第十  
三条」に改める。

第一 この法律は、昭和三十四年四月  
一日から施行する。ただし、改正  
後の物品税法(以下「新法」とい  
う)第六条第三項の規定中改正に  
係る部分及び新法のその他の規定  
中次に掲げる物品に係る部分は、  
同年五月一日から適用する。  
一 第一種第三号に掲げる物品の  
うち、改正前の物品税法(以下  
「旧法」という)第一条第一項第  
二種第二十五号に掲げる物品に  
該当するもの  
二 第一種第六号に掲げる物品の  
うち、旧法第一条第一項第二種  
第五十二号に掲げる物品に該当  
するもの  
三 第一種第七号から第十三号ま  
でに掲げる物品

四 第二種第三十八号及び第五十  
一号に掲げる物品のうち、受信  
用真空管を使用しないラジオ聴  
取機  
五 第二種第三十九号に掲げる物  
品  
六 第三種第二号に掲げる物品の  
うちチクロヘキシルスルファ  
ミン酸ソーダ、オルソトロール  
スルフォアミド、バラフェネチ  
デン及びチクロヘキシルアミン

2 この法律の施行前に課した、又  
は課すべきであつた物品税及び前  
項第一号から第三号までに掲げる  
物品(新法第一条第一項第一種第  
十一号に掲げる物品を除く)で昭  
和三十四年四月中に製造場から移  
出され、又は保税地域から引き取  
られるもの(製造場から移出され  
るものとみなされるものを含む)  
に対する物品税については、なお  
従前の例による。

3 昭和三十四年四月一日から昭和  
三十六年三月三十一日までの間に  
製造場から移出され、又は保税地  
域から引き取られる新法第一条第  
一項第二種第十六号に掲げる写真  
用フィルムのうち、幅三十五ミリ  
メートルの映画用の天然色写真  
フィルム(三原色発色剤を含有す  
る乳剤を塗布して製造する天然色  
写真生フィルム、三原色のうちそ  
れぞれ異なる一色を感光した三本  
の撮影済フィルム及び当該方  
式に専用される写真生フィルム  
(三原色感光剤のうち一色の感光  
剤が塗布されているものに限る)  
に限り、撮影用のものを除く)に  
課されるべき物品税の税率は、新  
法第二条第一項の規定にかかわら  
ず、その価格の百分の十とする。

4 昭和三十四年五月一日から昭和  
三十六年三月三十一日までの間に  
製造場から移出され、又は保税  
地域から引き取られる新法第一条  
第一項の規定にかかわらず、新  
法第二条第一項の規定にかかる  
第一項第一種第十一号に掲げる物  
品又は当該免除を受けて同年四月  
一日(附則第一項第一号から第三  
号までに掲げる物品(新法第一條  
第一項第一種第十一号に掲げる物  
品を除く))については、同年五月  
一日。以下この項において同じ)。  
前記規定にかかる第一項第一種第  
十一号に掲げる物品は、新法第一  
条第一項の第二種若しくは第三  
種の物品について、同年四月  
一日以後に同表の下欄に掲げる  
法律の規定に該当することとな  
つた場合における物品税の徴收  
については、なお従前の例によ  
る。



該當するものの貯蔵場所並びに時  
間場所ごとに品目別の数量及び価  
格を記載した申告書を、昭和三十  
四年五月二十日までに、その貯蔵  
場所の所在地の所轄税務署長に提  
出しなければならない。

附則第十六項に規定する者に該  
当すべき者がその所持する同項に  
規定する物品で新法第十二条第一  
項又は第十三条第一項に規定する  
用に供すべきものにつき、昭和三  
十四年四月三十日までに、政令で  
定めるところにより、当該物品の  
貯蔵場所の所在地の所轄税務署長  
の承認を受けたときは、当該物品  
については、附則第十六項の規定  
は、適用しない。この場合には、  
当該物品の所在する場所をその製  
造場とみなし、当該者を当該物品  
の製造者とみなす。

する罰則の適用については、なほ従前の例による。

24 物品税法の一部を改正する法律  
(昭和二十九年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「当分の間」を「昭和二十九年四月一日から昭和三十四年三月三十日までの間に」に改める。

附則第二項中「十四インチ」を「三十六センチメートル」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、是近における物品税課税物品の生産、取引及び消費の実情にかえりみ、細企業の生産に係る物品について課税方法の変更、税率の引下げ等を乞うとともに、現行課税物品との負担の均衡上高級織物等について新たに課税を行うこととし、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

同部分品及附屬品」を「ゴルフボーラー」に改め、第二種第十七号中「藝夷及彈丸」を「銃及藥莢」に改める。  
第二条第二項の改正規定中「百分ノ五」を「百分ノ三」に改める。  
附則第二項、附則第六項及び附則第五条の改正規定中第三項を削る。  
附則第一項第三号中「第十三号」を「第十二号」に改める。  
第二十一項中「(新法第一条第一項第十一種第一号に掲げる物品を除く。)」を削る。

「第五条第一項中「第二種の場所」を「第一種の場所のうち、主催者が催物を行ふため臨時に設けたものその他これに類するものとして政令で定めるもの」に改め、「入場料金が」の下に、「当該催物の期間を通じ、すべて」を加え、「二十四」を「三十円」に改め、同条第二項中「学校教育法」を「前項の規定に該当する場合はか、学校教育法」に、「興行場等に」を「第一種の場所へ」に改め、「前項の規定にかかるらず」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 第二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について三十円以下であるときは、入場税を課さない。

第六条第一項中「八十円、百三十円、百五十円」を「百円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、「前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この項において同じ。」を削り、「又は同項第一号に規定する税率」を「当該入場者が第二種の場所への入場者である場合には、同項第二号に規定する税率」に、「前条第二項に規定する場合に該当する入場」を「同条第一項に規定する第一種の場所への入場でその入場料金が同項の期間を通じすべて一人一回について三十円以下であるもの及び同条第二項に規定する場合に該当する入場」に改める。

第十九条第一項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中

同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第五条第一項の規定の適用を受ける場合

第十九条第二項中「経営者等」を「使用すべき興行場等を指定して、経営者等」に改め、同条第三項中「その時までに使用していない用紙」を「交付を受けた用紙又は当該用紙をもつて入場券としたものでその時までに使用していないもの」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「譲り渡し、若しくは」に、「但し」を「同項の規定により指定された興行場等以外の興行場等で使用し、又はこれを譲り渡し、若しくは」に、「但し」を「だだし」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

8 経営者等は、前項の規定により切り取った入場券の半片を、その日から三月間保存しなければならない。ただし、所轄務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

9 経営者等は、前条第一項に改め、同条第三項中「及び第七項」を「、第八項及び第九項」に、「特別」を「場券についての前項の場合」と「特別」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「興行場等」とし、前条第一項に改め、同条第一項中「及び第七項」を「、第八項及び第九項」に、「特別」を「場券についての前項の場合」と「特別」に改め、同号の前に次の二号を加える。







の三第四項若しくは第五項」を加える。

第九十六条及び第九十七条を次のように改める。

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

二 第八十六条の二第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者

三 第八十六条の二第二項の規定に違反して、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

四 第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

五 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類組合等の理事

六 第八十六条の三第二項の認可を受けないで同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者

中「第八十六条」を「第八十六条の五」に改める。

第七十条中「第九十六条」の下に「、第一百条中「第九十六条」を加える。

第一百条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法第二百四十四条」の下に「、第三十三条若しくは第五十八条第一項(これら

定を第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する商法第六十条ノ三」を加え、同条第十二号中「第四十三条第三項若しくは」を

「第四十三条第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)」に、

「これらの規定を第八十三条」を「第八十三条及び第八十六条の三第七項」に改める。

附 則  
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「旧法」という。)第二十六条第二項(旧法第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により旧法第八十七条に規定する酒類業組合等を代表する権限を有する理事又は清算人は、改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条又は第五十八条第一項(これらの規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十一条第一項の規定による当該酒類業組合等を代表すべき理事又は清算人とみなす。

3 この法律の施行の際現に存する

旧法第六十条第二項第七号又は第六十六条第一項第二号(これらの規定を旧法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による登記は、新法第六十条第二項第七号又は第六十六条第一項第二号(これらの規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定によ

りて準用する場合を含む。)の規定による登記とみなします。

規定による登記といたしてあります。

4 この法律の施行前にした行為に

に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

#### 理由

最近における酒類の取引の状況等にかえりみ、酒税保全措置を補完するため、酒類の価格について基準販売価格、制限販売価格等の制度を新設するとともに、酒類業組合等の業務の円滑な運営に資するため、これらに理监事会を設けることとする所要の規定の整備を図る必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

#### 〔早川崇君登壇〕

○早川崇君　ただいま議題となりました五法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな改正は、まず、税率を、一キロリットルにつき、現行の一万四千八百円から五千五百円引き上げて二万三百円とするとしており

ます。

次に、製造場内に現存する揮発油が滞納処分等により換価されたときは、他の間接税と同様、製造場から移出されたものとみなすこととしております。

なお、税率引き上げに伴いまして、

揮発油税法の一部を改正する法律案外四案

リットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対し、手持品課税を行なうこととしております。

以上の改正により、初年度約百九十億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正す

る法律案について申し上げます。

本法律案は、別途行われる揮発油税率の引き上げに伴い、地方道路税と揮

油税の現行の配分率を、地方道路税三分二百三十八分の三十五、揮発油税分二百三十八分の二百三に改めるところ

に、利子税額、加算税額等の配分割合も同様に改正することとしようとするものであります。

以上二法律案につきましては、審議の結果、本日質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横山委員より反対の旨の意見が述べられました。次いで採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案が提出されました。

修正内容は、新規課税を行なうとする高級織物並びに従来製造課税となつていてる弾丸を、それぞれ課税から削除し、また、従来製造課税となつておらずゴルフ用具等を、ゴルフ・ボールを除き小売課税に移すとともに、統一税率を小売課税から製造課

税に移そうとするものであります。また、書画、骨董については、小売課税

5%となつておりますものを3%に改めることといたします。

この修正による予算に及ぼす影響は僅少なものと

のこととあります。

以上の修正案につきましては、国会

法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしましたところ、やむを得ない旨の意見が述べられまし

た。

部分品などについては、これを非課税物品とすることとしております。

次に、課税の均衡上、新規に課税

ようとする物品であります。トランジスター・ラジオについては、その性能に応じて五%または10%、テーブレコードについては一〇%，ただし二年間は暫定的に五%，チクロ系甘味料については一キログラム当たり三十円、高級織物については小売段階において一〇%，それそれを課税することとしております。

なお、その他、課税の適正化と簡素化をはかるため所要の規定の改正を行なうこととしております。

以上の改正により、政令事項を含めて、初年度約三十四億円の減収を見込んでおります。

なお、その他の課税の適正化と簡素化をはかるため所要の規定の改正を行なうこととしております。

本案に関しましては、足立鷲郎君外二十五名より修正案が提出されました。

修正内容は、新規課税を行なうとする高級織物並びに従来製造課税となつていてる弾丸を、それぞれ課税から削除し、また、従来製造課税となつておらずゴルフ用具等を、ゴルフ・ボールを除き小売課税に移すとともに、統一税率を小売課税から製造課

税に移そうとするものであります。また、書画、骨董については、小売課税

5%となつておりますものを3%に改めることといたします。

この修正による予算に及ぼす影響は僅少なものと

のこととあります。

以上の修正案につきましては、国会

法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしましたところ、や

むを得ない旨の意見が述べられまし

次いで、本案並びに修正案につきましては、審議の結果、本日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除いた原案はいずれも起立多数をもつて可決され、よって、本案は修正議決いたされました。

なお、本案に対しては、小山長規君外二十五名から次のようないふたつある附帯決議案が提出いたされました。すなわち、商標指示に関する物品税法第六条第三項の改正は、物品税課税の適正化、公正化を趣旨とするものであるから、その実施に当つては、政府は本条の適用範囲、実施の時期等につき慎重な配慮をなし、これが正常な取引関係を著しく阻害することのないよう措置することを要望する。

次いで、この附帯決議案について採決いたしましたところ、起立多数をもつてこれを付すべきものと決しました。次に、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな改正は、まず、現在映画、演劇等の基本税率は、五十円以下一割から、百五十円をこえるもの五割に至る五段階の税率となつているのを、五十円以下一割、百円以下二割、百円をこえるもの三割の三段階の税率に改めるとともに、演芸、音楽及び見せ物についても、演劇と同様、現行の特減税率を適用することとしておりま

す。

次に、仮設小屋等で行われる映画、演劇等の臨時興行について、新たに二十四の免税点を設けるとともに、展覧会場等への入場についても、現行の免

税点二十円を三十円に引き上げることとしております。

なお、この法律案は本年五月一日から施行することとしておりますが、五月一日以降六ヶ月間に限り、税込み料金が減税相当額だけ引き下げられない場合には、原則として旧税率を適用することとしております。

本案に關しましては、各派共同による修正案が提出されました。その修正の内容は、五十円以下一割の税率を七

十円以下までに引き上げることとし、また、新たに設ける免税点と現行の免税点の引き上げを三十円としておりましたものを、それぞれ二十円に改め、なまつてこれを付すべきものと決しました。

次いで、この附帯決議案について採決いたしましたところ、起立多数をもつてこれを付すべきものと決しました。

次に、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな改正は、まず、現在映画、演劇等の基本税率は、五十円以下一割から、百五十円をこえるもの五割に至る五段階の税率となつているのを、五十円以下一割、百円以下二割、百円をこえるもの三割の三段階の税率に改めるとともに、演芸、音楽及び見せ物についても、演劇と同様、現行の特減税率を適用することとしておりま

す。

次に、仮設小屋等で行われる映画、演劇等の臨時興行について、新たに二十四の免税点を設けるとともに、展覧会場等への入場についても、現行の免

税率廢止された際においても、國家財政に重要な地位を持つ酒税の保全に支障を来たすことのないよう、酒類の価格制度について、あらかじめ法的な準備を整えておこうとするものであります。現行の協定価格のほかに、新たに基準販売価格、制限販売価格及び再販売価格の制度を設けることとした

ております。

第二に、最近における立法例及び現行法の実施状況に顧み、酒類業組合について理事会制度を設けることとするとともに、合理化のためのカルテルを締結することができるとしてする等、規定の整備をはかることとしたお

ります。

本案に關しましては、税制並びに税法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聽取いたしましたところ、賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、本案並びに修正案につきましては、国会に對しましては、各派共同提案による附帯決議案が提出されました。附帯決議の案文は次の通りであります。

○議長(加藤謙五郎君) 撥發油税法の一部を改正する法律案について討論の通告があります。これを許します。横山利秋君。

なお、本案に對しましては、各派共同提案による附帯決議案が提出されました。附帯決議の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

なお、本案に對しましては、各派共同提案による附帯決議案が提出されました。附帯決議の結果、全会一致をもつてこれを付すべきものと決しました。

最後に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、まず第一に、現在酒類について設けられている公定価格が

み、要すれば安定基盤化方式とすべきである。

三、当法律案と直接的関係はない別のほかに、消費者の購買力に応じて段階を増加する等取引に弹性性をもたせるべきである。

なお、以上の各法律案に対する質疑の詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長(加藤謙五郎君) 撥發油税法の一部を改正する法律案について討論の通告があります。これを許します。横

山利秋君。

(横山利秋君登壇)

○横山利秋君 大だいま議題となりました。撥發油税法の一部を改正する法律案に対しまして、私は、日本社会党を代表いたしまして、反対の討論をいたしました。今回非常に政治問題化いたして参りましたこの撥發油税の増税は、そもそも昭和二十九年四月に、道路整備の財源等に関する臨時措置法に基いて、昭和二十九年から昭和三十三年に至る道路整備五年計画の財源としたことに始まり、自來、撥發油税のほかに、地方道路税、軽油引取税等の巨額の金額を目的税として徴収して参りました。今回この法律案は、さらにその上に撥發油税と地方道路税で、現在の一キロリットル当り一万八千三百円から一挙に五千五百円引き上げて二万三千八百円にし

ようとするものであり、実に三割近い大増税であります。

願みますと、まだ十カ月前、ここにいるわれわれすべてが全有権者諸君に對して声をからして政策を説き、支持を求めました。その際、税制について、自民党の諸君は七百億の減税を訴え、社会党は三億の減税を主張したものです。何人も騒ぎうことのない事実は、いかなる理由にせよ、一人として増税の必要性を説いた者はないと

いうことであります。(拍手) 民主政治は、主権者たる国民に、なさんとする政策を説え、約束し、これを正しく実行するところにある 것입니다。それにもかかわらず、今、初年度百九十三億になんなんとする大増税をしようとしておるのであります。政府の行動によるのであります。政府の党の議論の中に、「減税は約束した。しかし、増税しないと約束したことではない」という説をなす人があります。かくのことき説升、かくのことき国民党を愚弄する言葉はございません。大体、岸内閣は、選舉で約束したことは、その公約を適当に形だけ整えて、内容はごまかすことにきゅうきゅうとし、他方、選舉で公約しなかったことに全力を傾注して、憲法法を通そうとし、この憲法税をまた出してきておるわけであります。私どもの、この法案に対する根本的な反対の理由は、まさに民主政治の名においてであり、岸内閣の国民と政治に対する不誠実さわざりない態度から反対をいたすのであります。

この増税は、道路整備財源確保の必要なとされております。しかし、今述べたように、昭和二十九年以来のガソリン税のたび重なる増税によつて、日本の道路は果してよくなつたであります。

しょうか。雨が降れば、都会でも長く歩かなければ歩けない。子供ですから、かさといふものは、天から降つてくる車のはねよけのために横にさし、重ねて自動車のよけのために縦にさし、重ねて自動車のはねよけのために横にさすといふことを知つております。風が吹けば、また砂漠の野を行くがごとき黄塵におわれ、そうして、岸総理大臣が毎週行かれる別荘への道やゴルフ場への道は、道路の整備は計画通り実施されない。しかも、朝令暮改、昭和三十三年度より新たに第二次五カ年計画を立て、さらに一兆円道路予算として今国会に提出をいたしましたが、これも第一次と同様の轍を踏むことは火を見るよりも明らかであります。しかも、これが計画の財源として、重ねて揮発油税を大増税するがとき政策は、政府の無定見を現わすものとして、断固として反対をいたすものであります。

道路は、言ふまでもなく、国の産業の動脈であり、道路をよくすることは、国家の長期経済計画の一環として行われるのであります。しかしながら、これは、ひとり道路利用者、しかも、その中の自動車業界のために道路がよくなるものでないことは、言うまでもな

いことであります。それにもかかわらず、毎年々々ガソリン税が増税となり、しかも、一部の関係者にしわ寄せさせられているのであります。このことは、自動車運輸業界に対しても、政府の認識が不十分であるか、あるいは、反対運動が大きくならないからといって甘く見ている証拠であります。

う。要すれば、弱い者に対してもつながなければ歩けない。子供ですから、かさといふものは、天から降つてくる車のはねよけのために縦にさし、重ねて自動車のよけのために横にさすといふことを知つております。風が吹けば、また砂漠の野を行くがごとき黄塵におわれ、そうして、岸総理大臣が毎週行かれる別荘への道やゴルフ場への道は、道路の整備ばかりがガソリンの目的税ではありません。(拍手)五カ年計画の各税収は確保されたにもかかわらず、反面、道路の整備は計画通り実施されない。しかも、朝令暮改、昭和三十三年度より新たに第二次五カ年計画を立て、さらに一兆円道路予算として今国会に提出をいたしましたが、これも第一次と同様の轍を踏むことは火を見るよりも明らかであります。しかも、こ

うことを強調してきたことは、天下周知の事実であります。しかし、自動車業者等の負担する揮発油税等は、年年増税して、高率な負担化しているにもかかわらず、今回、さらに財政上の一方的な考え方から大幅な増税を行なうことを強調してきましたことは、天下周知の事実であります。しかし、自動車業者等の負担する揮発油税等は、年年増税して、高率な負担化しているにもかかわらず、今回、さらに財政上の

増税といふよりほかないと痛感をいたすのであります。(拍手、発言する者あり)

増税といふよりほかないと痛感をいたすのであります。(拍手、発言する者あり)

今回の増税について、佐藤大蔵大臣は、予算委員会並びに大蔵委員会において次の点を主張しています。すなわち、揮発油税は、諸外国に比し日本は低率であるし、自動車運輸業界に及ぼす影響は微々たるもので、運賃の引き上げ、物価等に何ら影響するものではないとのことであります。これらの見解は実情を知らざるもはなはだしいものであります。税率を諸外国と比較する場合、最も大事なことは、担税力

があるかないかを国民所得の上から考慮して、各国の国民生活水準を基礎に

う。要すれば、弱い者に対しても

つながなければ歩けない。子供ですから、

う。要すれば、弱い者に対しても

つながなければ歩けない。子供ですから、

う。

与党の道路政策の欺瞞を痛感するもの  
であります。

〔賛成者起立〕

## 自動車ターミナル法 建築基準法の一部を改正する法律

決算委員  
賀屋 興宣君  
齋藤 邦吉君

齋藤 邦吉君  
椎名悅三郎君  
渡邊 良夫君  
増田甲子七君

最後に問題とすべきことは、この増税をだれが負担するかという点であります。政府は、将来運賃引き上げを予定つゝ、当面、支拂いを助長する傾向を止めたのである。そこで、三案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

土地区画整理法の一部を改正する法律  
(政府委員承認)  
、昨二十六日加藤謙長は岸内閣總理

中島 茂喜君 懲罰委員  
（常任委員退職） 横路 節雄君

定して、  
全面 業界と労働者に負担  
能力があるかの口ぶりを示しておりますま  
す。このことは、この増税がしょせん  
働く人々に転嫁していくであろうとい  
うことを物語っているのであります  
て、要するに、この法案は、いかな  
る意味においても料亭るべき法案で  
あります。さればこそ、一部には、す  
まませんか。

大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

瀬戸山三男君	高橋祐一君
床次徳二君	二階堂進君
平井義一君	淺沼稻次郎君
懲罰委員	
(常任委員補欠選任)	
、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	

（議案提出）  
退職された。  
、昨二十六日議員から提出した議案  
は次の通りである。  
健康保険法、労働者災害補償保険  
法、失業保険法及び厚生年金保険法  
の一部を改正する法律案（多賀谷眞  
君外十三名提出）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
でに、衆議院においてはこのままで  
も、参議院においては修正されるであ  
ろうとの意見もあちこちで出ているの  
であります。こういう見通しのある  
原案に与党の諸君が今賛成なさること  
はばかばかしいことでもあり、いわん  
や、すでに昨年来二百十三名の反対署  
○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと  
認めます。よつて、両案は委員長報告  
の通り決しました。

（常任委員辞任）  
山口西外一名を、同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。  
内閣委員  
正興君  
萬ヶ久保重光君

田中	龍夫君	栗林	三郎君
西久保重光君			
地方行政委員			
賀屋	興宣君		
加藤	精三君		
法務委員			
松田	鐵藏君	田中	第一君
小公	半吉		
渡邊	良夫君		
後藤	元吉		

（議案送付）  
、昨二十六日參議院に送付した内閣  
政府に対する不正手段による支那謀  
求の防止等に関する法律を廃止する  
法律の一部を改正する法律案（五島  
虎雄君外十三名提出）

午後九時三十五分解散会		出席國務大臣	
内閣總理大臣	法務大臣	岸 岩	信介君
外務大臣	大蔵大臣	藤山愛一郎君	揆一君
農林大臣	文部大臣	佐藤榮作君	
運輸大臣	建設大臣	橋本龍伍君	
國務大臣	大臣	三浦一雄君	
國務大臣	大臣	永野謙君	
國務大臣	大臣	遠藤三郎君	
國務大臣	大臣	青木正君	
國務大臣	大臣	伊能繁次郎君	
國務大臣	大臣	山口晉久二郎君	
出席政府委員		○朗読を省略した報告 (法律公布奏上及び通知)	
内閣官房長官	赤城宗徳君	一、昨二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。	
総理府総務長官	松野赳三君		
通商産業政務次官	中川俊思君		
法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたしました。三案中、物品税法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。			

栗林	三郎君	地方行政委員
加藤	精三君	法務委員
賀屋	興宣君	綾部健太郎君
渡邊	良夫君	淺沼稻次郎君
外務委員		野田 武夫君
大藏委員	富之君	高田 富之君
文教委員		岡田 春夫君
社会労働委員	進君	松田 鐘藏君
二階堂		日野 稔君
農林水産委員		吉夫君
栗林	三郎君	石村 英雄君
声ヶ久保	重光君	田中 榮一君
予算委員		増田甲子七君
田中	龍夫君	日野 吉夫君
平塚常次郎君		高田 富之君
佐々木良作君		田中 稔男君
横路	節雄君	椎名悅三郎君

外務委員	高橋 祐一君
平塚 常次郎君	田中 稔男君
日野 吉夫君	高田 富之君
大藏委員	足鹿 覺君
文教委員	三木 武夫君
社会労働委員	二階堂 進君
農林水產委員	高田 富之君
栗林 三郎君	日野 吉夫君
西ヶ久保重光君	権名悅三郎君
予算委員	淺沼稻次郎君
内島 正興君	岡田 春夫君
猪俣 常雄君	柳田 秀一君
内島 正興君	床次 德二君
猪俣 常雄君	加藤 精三君
石村 英雄君	床次 德二君
決算委員	二階堂 進君
高橋 祐一君	高橋 祐一君
松田 鐵藏君	賀屋 興宣君

(議案通知)  
、昨二十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
自動車ターミナル法案  
建築基準法の一部を改正する法律案  
土地区画整理法の一部を改正する法律案  
(回付議案要領)  
、今二十七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。  
輸出品デザイン法案  
衆議院会議録第二十九号中正誤  
シ段 行 誤 正  
ハニ 从二 から二的に 局に